

北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針

(令和元年 10 月 29 日決定)

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針を定める。

記

1 アイヌ施策の目標

- ・ 道においては、これまで教育の充実や雇用の安定など、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方針に基づく施策、及びアイヌ語やアイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発など、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成 9 年法律第 52 号）に基づく施策等を推進してきたところである。
- ・ 道としては、この度の法の制定を踏まえ、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図るため、本方針を策定し、地域振興や産業振興などを含め未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進することにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目標とする。

2 北海道が実施すべきアイヌ施策に関する方針

(1) アイヌ施策の実施

- ・ これまで実施してきた生活向上や文化振興施策の推進に引き続き取り組むほか、地域振興や産業振興、観光振興などを含めた総合的なアイヌ施策の推進に努めるとともに、新たな交付金を活用した市町村の施策が円滑に進むよう助言や協力を通じて、本道におけるアイヌ施策の着実な推進に努める。
- ・ 国と連携し、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関する取組に今後とも一層努める。

(2) 差別のない社会の実現に向けた道民理解の促進

- ・ アイヌの人たちに対する差別については、共生社会の実現を目指すアイヌ施策の目標に反するものであり、法第4条においても、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念を定めている。
- ・ 差別の解消に資する施策を推進するため、アイヌの歴史や文化を紹介したパンフレット等の作成・配布やアイヌに関する教育活動の推進などを通じて、アイヌの歴史や文化の魅力について道民の正しい理解を深めるとともに、人権等に関する相談窓口について、市町村等の関係機関を通じた広報を行うなど国の取組に協力する。

(3) 国、地方公共団体及び指定法人等との連携

- ・ アイヌ施策の目標を達成するためには、国及び地方公共団体において、法第5条に定める責務を果たすことが重要であり、本道におけるアイヌ施策の一層の推進を図るため、北海道市長会、北海道町村会とも連携し、新たな交付金制度の十分な周知を図るとともに、市町村との間で情報交換や協議を行うための場を確保し、アイヌの人たちや地域が抱える課題などに対し、必要な助言や協力を行うなど市町村の取組を支援する。
- ・ 法律上の特例措置である漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）による許可についての配慮に関し、アイヌにおいて継承されてきた儀式的の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関と緊密な連携の下、アイヌの人たちの視点に立ち、制度の円滑な運用に努める。なお、配慮の内容については、別表1のとおりとする。
- ・ 指定法人（法第20条第1項の規定に基づき国土交通大臣及び文部科学大臣の指定を受けた者をいう。以下同じ。）は、法第21条に定める業務を適切に実施することが求められている。このため、アイヌ施策を推進するに当たっては、国、地方公共団体及び指定法人による情報提供などの密接な連携を図る。

3 その他アイヌ施策の推進のために必要な事項

- ・ アイヌ施策の推進に当たっては、アイヌの人たちの課題やニーズなど、実態等の把握に努めるとともに、国や市町村等との連携の強化を図る。
- ・ 国においては、法の施行状況の検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずるところであり、道は、本方針の施行状況等について検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。なお、その際にはアイヌの人たちの意見を十分踏まえることとする。
- ・ 国のアイヌ政策に係る国連人権関係諸機関による勧告や、諸外国における先住民族政策の状況にも留意する。

別表 1 : 漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮の内容

項目名	漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮
特例の内容	<p>市町村が、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法（以下「儀式等」という。）の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面において採捕する事業（以下「内水面さけ採捕事業」という。）を定めたアイヌ施策推進地域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該内水面さけ採捕事業の実施のため採捕の許可を求められた北海道知事は、当該内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮を行うものとする。</p>
認定の要件	<p>事業の内容が、儀式等の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面において採捕するものであり、かつ、アイヌ文化の保存又は継承、アイヌの伝統等に関する理解の促進又は観光の振興その他の産業の振興に資するものであること。</p> <p>漁業法及び水産資源保護法に基づき、北海道知事が定める規則等を遵守した事業の実施が見込まれること。</p>